

改訂版

令和7年4月1日 改正

# 高崎市中高層建物直結給水及び増圧給水設計施工基準

高崎市水道局

## 高崎市中高層建物直結給水及び増圧給水設計施工基準

(目的)

第1条 この基準は高崎市の給水区域において、配水支管の圧力を利用して3階建て以上の建物の直結給水装置及び直結増圧給水装置の設計・施工に関して必要の事項を定め、衛生上の諸問題を解消し安全で安定した給水サービスを図ることを目的とする。

(適用)

第2条 直結給水方式及び直結増圧給水方式を適用する建物は、3階建て以上の建物（以下「中高層建物」という。）において、次に掲げる基準を満たし、水理計算により高崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものとする。

### 1 直結給水方式の対象建物

直結給水方式は、配水支管の配水圧を利用して、受水槽を経由することなく中高層階へ給水する方法である。

- (1) 4階建までとする。
- (2) 一戸建て専用住宅
- (3) 一戸建て店舗等併用住宅
- (4) 共同住宅（原則として1日最大使用水量が12m<sup>3</sup>以下で、24戸程度までとする。）
- (5) 事務所・店舗・倉庫等
- (6) 給水管の口径は、φ25mm～φ75mmとする。

（瞬間最大使用量により、最小動水圧を基準に給水管を算定。）

### 2 直結増圧給水方式の対象建物

直結増圧給水方式は、配水支管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（以下「直結増圧給水装置」という。）を設置し、配水支管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

- (1) 増圧ポンプの性能内で給水できる建物を原則とし、5階以上の建物（共同住宅・事務所・店舗等）を対象とする。

また、共同住宅（マンション等）の戸数については、水理計算的に施工が可能な範囲とし、建築物内に中継ポンプや並列ポンプを設置する場合は、管理者と事前の協議を行うこととする。

- (2) 給水管の口径は、φ25mm～φ75mmとする。
- (3) 対象外の建物、施設

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等の施設、並びに病院、大型商業施設、工場等、断減水があっても給水を確保する必要がある施設、多量の水を使用する等の需要特性を持つ用途の建物、断水した場合に業務が停止するなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設は受水槽方式とする。ただし、これらの需要特性を持つ用途の建物のうち、建物管理者の責任において断減水時の対応ができ、計画給水量が直結給水でも確保できる建物等についてはこの限りでない。

### 3 配水支管及び中高層建物の敷地内の給水管の最小動水圧

	最小動水圧（年間）	
	配水支管	給水管
3階建物	0.20MPa 以上	0.20MPa 以上
4階建物	0.25MPa 以上	0.25MPa 以上
増圧建物	0.25MPa 以上	0.25MPa 以上

### 4 中高層建物の最上階の給水装置の高さの限度

	給水装置の高さの限度
3階建物	建物敷地地盤から 8.5m 以内
4階建物	建物敷地地盤から 11.0m 以内
増圧建物	水理計算的に施工が可能な範囲（管理者との事前の協議を行う。）

### 5 直結給水方式及び直結増圧給水方式の給水管取り出し口径

給水管取り出し口径は、原則、分岐対象配水支管口径の2口径下とする。ただし、分岐対象配水支管が管網を形成している場合は、1口径下で差し支えない。

直結増圧給水方式を採用する際、改修・リフォーム等で既設の給水管を再利用する場合「給水装置設計施工指針」に記載されている以外の管材料（鉛管やPP管、塩化ビニル管等）については、現行の基準に合わせて、給水管の引き直し工事を行うこととする。

### 6 分岐対象配水支管

分岐対象配水支管の口径は、 $\phi 75\text{mm}$  以上  $\phi 350\text{mm}$  以下の配水支管とする。ただし、 $\phi 75\text{mm}$  の場合は、管網を形成していなければならない。

### 7 共用栓の設置

直結増圧給水装置の故障、停電等に備えて、直結増圧給水装置の一次側に直圧式による共用栓（散水栓、管理人室等）を設置する。

### 8 改造及び特例

受水槽方式の建物を直結給水方式又は直結増圧給水方式に改造する場合は、本基準を適用する。また、直結増圧給水装置の設置を省略した場合も適用する。

(メーターの基準)

### 第3条 メーター

#### 1 直結給水方式の場合

各戸別に給水装置を設置し、各戸の水道使用者が異なる場合は、管理者貸与のメーター（以下「局メーター」という。）を1階地上部に戸数分を設置する。

設置する局メーターの口径は下表のとおりとする。

水栓数による給水管及び量水器口径決定表 (直結給水)

水栓数 (個)	同時使用率を考慮した水栓数(個)	給水管及び量水器口径 (mm)	
1	1	(2F)	(3, 4F)
2~4	2	13	
5~10	3	20	25
11~15	4		

集合住宅の3階及び4階については下表

水栓数 (個)	同時使用率を考慮した水栓数(個)	給水管及び量水器口径 (mm)
1~5	2	20
6~10	3	25

#### 2 直結増圧給水方式の場合

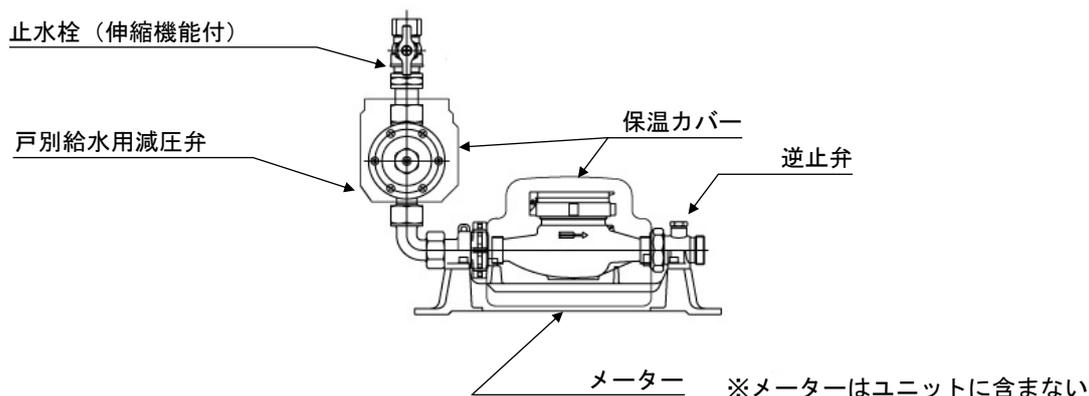
(1) メーターの口径について

局メーターの口径はφ20mm以上とする。

(2) メーターユニットについて

共同住宅のメーターは、平パッキン仕様のパイプシャフト用メーターユニットを使用し、φ20mm以上のものを各戸に設置すること。

参 考 図 共同住宅パイプシャフト用メーターユニット



(3) メーターバイパスユニットについて

メーターバイパスユニットとは、メーター交換時等にバイパス側を通水させ、断水を回避できるものである。

各戸に局メーターを設置せず、引込管に設置する局メーター（以下「局親メーター」という。）を設置する場合には、局親メーター交換時等に断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニット（口径φ25mm～φ75mm）

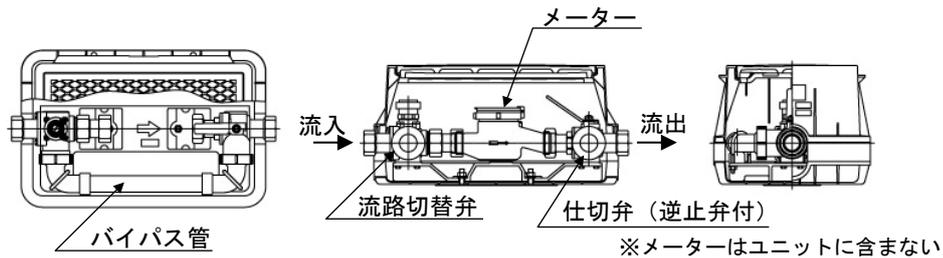
を設置すること。ただし、局親メーターの口径がφ25mm以下の場合、任意設置とする。

なお、メーターバイパスユニットを設置しない場合は、局親メーターの交換ができるように必要な措置を講じること。また、メーター交換等の断水が生じるような施工の際に、関係者に対し「断水」となることの周知を徹底し、理解を得ること。

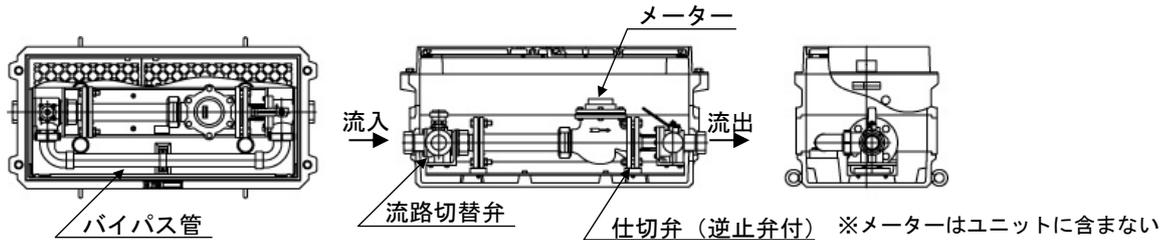
メーターバイパスユニットは、管理者が認めた場合にのみ使用することができる。

### 参 考 図

メーターバイパスユニット（φ25mm～φ40mm、上水ネジ仕様）



メーターバイパスユニット（φ50mm、フランジ仕様、標準補足管対応）



#### (4) 共同住宅の各戸に局メーターを設置する場合の加入金及び検針について

共同住宅の各戸に局メーターを設置する場合は、新設・改造を問わず局メーターの口径に応じた加入金額の全戸数分に相当した額を納めなければならない。

また、検針は隔測メーター（各戸私設メーター）を使用した集中検針方式によるものではなく、戸別検針方式とする。

ただし、局親メーターによる一括検針方式、又は集中検針方式による検針を希望する場合は、各戸に局メーターの設置は行わない。

その場合の加入金は、局親メーターの口径に応じた額を納めることとし、集中検針方式を希望する場合は、管理者との事前の協議を行うこととする。

#### （直結増圧給水装置の基準）

### 第4条 直結増圧給水装置

#### 1 設置場所

原則として、1階部分に設置し保守・点検ができ、配水支管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、当該装置の機能を有効に活用できる適切な場所を選定すること。

建屋内に中継ポンプや並列ポンプ等を設置する場合は、管理者との事前の協議を行う

こととする。

## 2 直結増圧給水装置の仕様

- (1) 使用圧力 0.75MPa 以下の水道に使用、吐出圧 0.75MPa 以下の直結加圧形ポンプユニットとする。(社)日本水道協会 JWVA の認証品または同等以上の性能を有するもの)
- (2) 吸入圧力は停止時の圧力 0.07MPa、復帰時の圧力 0.10MPa 設定すること。
- (3) 直結増圧給水装置及び各戸ごとに適切な逆流防止装置を設置すること。
- (4) 直結増圧給水装置の一次側に減圧式逆流防止装置を設置すること。
- (5) 減圧式逆流防止装置の一次側にストレーナーを設置すること。
- (6) 吸排気弁は建物配管の最上部に設置すること。

## 3 施設の維持管理

直結増圧給水装置、逆流防止装置等は、保守管理に適した場所に設置し、設置者は機能を適正に保つため、年 1 回以上の専門業者による保守点検を実施すること。

(既存建物の改造工事)

第 5 条 既存建物は施設の劣化に伴い漏水や赤水発生等があるため事前に調査を行なうこと。また、高置水槽の使用は原則認めない。ただし、特例措置が適用される場合はこの限りでない。

(特例措置)

第 6 条 既存建物で、3,4 階までの受水槽方式による給水方式から直結給水方式への改造工事、5 階以上の直結増圧方式による新設工事、及び受水槽方式から直結増圧方式への改造工事の場合、次に掲げる基準を満たす場合には特例としてこれを認める。

### 1 3,4 階までの建物を受水槽方式から直結給水方式へ改造工事をする場合

#### (1) 各戸局メーターの設置位置

局メーターは原則地上部に設置する。ただし、建物の構造から 1 階地上に局メーターを設置することが困難な場合に限り、局メーターの設置場所(各部屋外側)、メーターユニットの構造、検針に支障がない等、給水に支障をきたさないことが認められる場合は、各戸の外側に局メーターの設置を認めることとする。また、局親メーターは管理者の指示により、必要に応じて撤去すること。

#### (2) 改造工事に伴う誓約

給水装置工事申込み時において所定の誓約書(様式第 4 号)を提出し、給水に支障が生じた場合には、申込者の責任で対処すること。

#### (3) 使用者・所有者の同意、承諾

給水水圧が十分に確保されていること、水の出不足等給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしないことを十分に周知し、同意を得ること。

また、給水装置工事申込み時において所定の誓約書(様式第 4 号)を提出すること。

(4) 加入金の納付

局メーターの口径に応じた加入金額の全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、既設の局親メーターの口径に応じた加入金額を超える場合には差額を納めることとする。

(5) 貯水槽に関する届出

貯水槽設置計画書（給水装置設計施工指針の様式第 1 号）によって、貯水槽の撤去について給水装置工事申込時に届け出るとともに、保健所で所定の手続きを行い、必要事項について届け出ること。

2 直結増圧給水装置の設置省略

直結給水方式で新設、改造する場合、以下の要件に適用する場合に限り、直結増圧給水装置の設置を省略することができる。

(1) 申請

申込者が直結増圧給水装置の省略を希望し、給水装置工事の申込みをすること。

(2) 給水水圧の制限

配水支管の給水水圧が十分にあること。

(3) 直結増圧給水装置の設置省略に伴う誓約

配水支管の水圧が低下した場合でも、直結増圧給水装置が設置されていないことによる水の出不足など、給水に支障が生じた場合にあっては、異議や苦情の申し立てをしないこと。

また、給水装置工事申込み時において所定の誓約書（様式第 5 号）を提出し、申込者の責任で対処すること。

(4) 直結増圧給水装置設置場所の確保

申込者は、直結増圧給水装置が設置できる場所を確保すること。

(5) 給水方式の制限

直結増圧給水装置の設置を省略した場合の給水方式は、直結給水方式とすること。

(6) 給水可能階の設定

下表の給水水圧に対する給水可能階を最大階とし、個々の給水量、配管状況により水理計算を行い、階数を設定すること。

給水水圧 (単位：MPa)	給水可能階 (最大)	量水器口径 (mm)
0.35	5 階建建物	25
0.40	6 階建建物	25

(7) 加入金の納付

局メーターの口径に応じた加入金額の全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、局親メーターの口径に応じた加入金額を超える場合には差額を納めることとする。

### 3 既存建物における高置水槽への直結給水を認める場合

既存建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結給水をする場合は以下の要件に適用する場合に認める。

なお、この適用は、高置水槽を使用している既存建物を対象としており、建物の新設及び高置水槽を新設する場合は対象外である。

#### (1) 対象となる建物

高置水槽を使用している既存建物で、管理者が認めたもの。

#### (2) 水理計算に基づく給水計画

水理計算により、直結増圧給水方式（直結増圧給水装置の設置を省略する場合を含む）で高置水槽への給水に支障がないことを確認すること。

#### (3) 貯水槽以下における給水設備材料の選定

貯水槽以下の直結給水していない給水設備において、配管等を直結給水に切替える場合は、施工基準に規定する材料、構造とすること。

#### (4) 揚水管口径

高置水槽への揚水管の口径を、直結増圧給水装置の口径より増径する場合は、1口径程度までとすること。

#### (5) 定水位弁口径

高置水槽の水位管理に使用する定水位弁の口径は、原則として直結増圧給水装置の口径と同口径とすることとし、設置場所は定期点検等の維持管理が容易に行える場所とすること。

また、高置水槽内への吐水及び止水が頻繁に行われることから、ウォーターハンマー等が発生しないように留意すること。

#### (6) 逆流防止措置

揚水管の上流側には適切な逆流防止措置を設けること。

#### (7) 直結給水方式による共用水栓の設置

直結増圧給水及び直結増圧給水装置設置の省略をする場合、原則として、局メーターを設置し、非常時に備えるための直結給水方式の共用水栓を直結増圧給水装置、又はその設置予定場所より上流から分岐し設けること。

また、設置する共用水栓は散水栓等でも可とする。

#### (8) 高置水槽への直結給水に伴う誓約

給水装置工事申込み時において、給水に支障が生じたときは申込者の責任で対処する旨の誓約書（様式第6号）を提出すること。

#### (9) その他省略規程の準用

その他、直結増圧式及び直結増圧給水装置設置の省略規定を準用すること。

#### (10) 貯水槽に関する届出

貯水槽設置計画書（給水装置設計施工指針の様式第1号）によって、貯水槽の撤去について給水装置工事申込時に届け出るとともに、保健所で所定の手続きを行い、必要事項について届け出ること。

#### (11) 加入金の納付

各戸に局メーターを設置する場合には、メーターの口径に応じた加入金額の全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、局親メーターの口径に応

じた加入金の額を超える場合にはその差額とする。

(12) 高置水槽を残した場合の給水方式

給水方式は受水槽方式とし、水道局との給水管理境界は局親メーターまでとする。

また、貯水槽以下の直結給水していない給水設備及び水質管理等において、各法令で定められている管理責務を果たすこと。

なお、検針及び料金徴収は、局親メーターによるものを原則とするが、隔測メーターを用いた集中検針方式による戸別検針を希望する場合は「共同住宅等の戸別検針及び料金徴収に関する契約」を適用するものとする。

(事前協議)

第7条 工事申込者は設計に着手する前に高崎市水道局指定の給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）を通じ、事前協議書（様式第1号または様式第2号）により管理者と協議しなければならない。

依頼を受けた指定工事業者は、施工場所の配水支管の状況、口径及び地盤高等の給水環境を調査し、使用目的、水量、給水栓数及び最高位等の給水内容を把握する。また、既存管を使用する場合は、構造及び材質に適合していることを確認し、水質検査及び耐圧試験を行い、給水計画について協議するものとする。

事前協議書（様式第1号または様式第2号）には、次の図書を添付すること。

- 1 案内図
- 2 給水計画平面図
- 3 給水配管図等
- 4 その他

(施工基準)

第8条 中層建物直結給水及び中高層直結増圧給水の設計施工は、この基準に定めるもののほか、高崎市給水条例（昭和36年高崎市条例第34号）、高崎市給水条例施行規程（昭和36年高崎市水道局企業管理規程第3号）、給水装置設計施工指針（令和7年上下水道事業管理者決裁）によるものとする。

(添付書類)

第9条 給水装置工事申込書のほかに次の書類を添付すること。

- 1 直結増圧給水装置に関する誓約書（様式第7号）
- 2 直結増圧給水装置設置計画書（様式第3号）
- 3 直結増圧給水装置の仕様書

(水道使用者等の管理上の責任)

第10条 水道使用者及び建物所有者（以下「水道使用者等」という。）は、給水装置及びその他附属する設備、用具等は善良な注意を持って管理し、異常があるときは直ちに処置を講じ、水の汚染及び、漏水をさせないこと。

なお、修繕に要する費用は、水道使用者等が負担し、管理義務を怠ったために生じた

損害は、水道使用者等の責任とする。ただし、給水装置で次の区間で漏水があったとき、管理者が認めた場合は、その修繕に要する費用を管理者側が負担することができる。

- 1 直結給水方式の場合  
配水支管から分岐したところから量水器まで。
- 2 直結増圧方式の場合  
配水支管から分岐したところから乙止水栓まで。
- 3 受水槽方式から直結給水方式に改造する場合（各階、各戸に量水器設置の場合）  
配水支管から分岐したところから乙止水栓まで。
- 4 直結増圧給水装置を省略する場合  
配水支管から分岐したところから乙止水栓まで。

（その他）

第 11 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

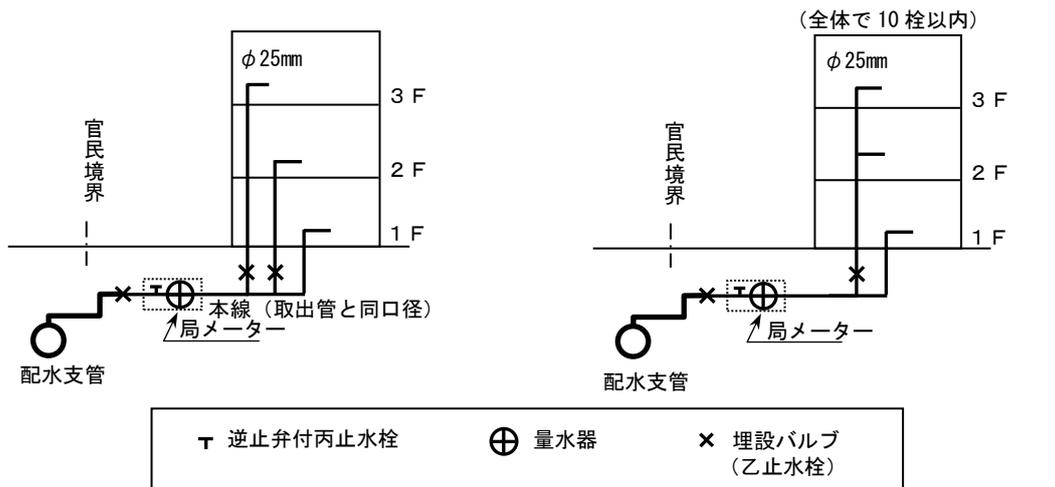
高崎市中高層直結給水及び増圧給水設計施工基準第 11 条の規程に基づき、次のとおり細則を定める。

1 3階建物の直結給水方式給水基準

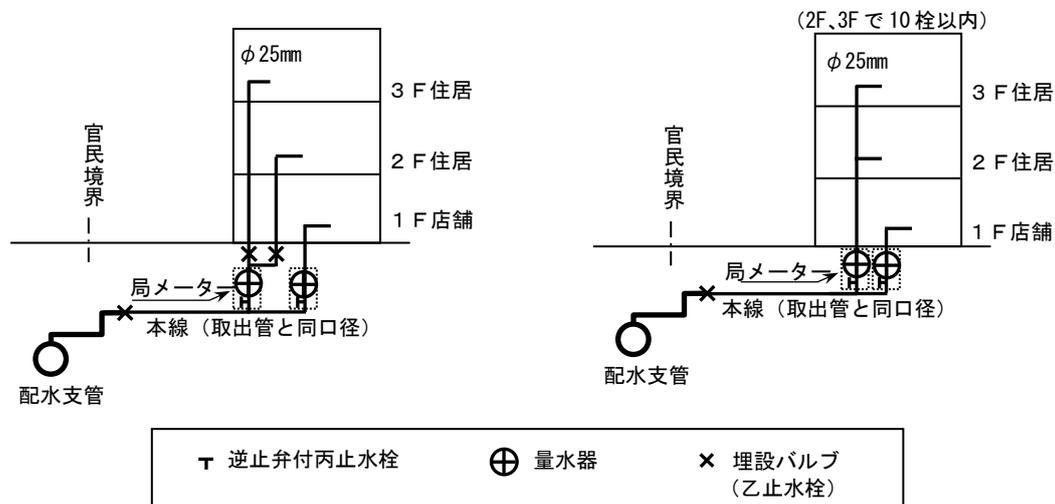
(1) 1戸建て専用住宅、1戸建て店舗等併用住宅の場合

項目	基準	
対象建物	1戸建て専用住宅	1戸建て店舗等併用住宅
給水管引込口径	φ25mm以上とする。	管径均等表等により決定する。
量水器の口径	φ25mmとする。	(住居) φ25mmとする。 (店舗) 水栓数等による。
立上り管口径	量水器の口径と同口径とする。(3階への給水は原則単独配管)	
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね1m以内とする。	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは3階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

ア 1戸建て専用住宅



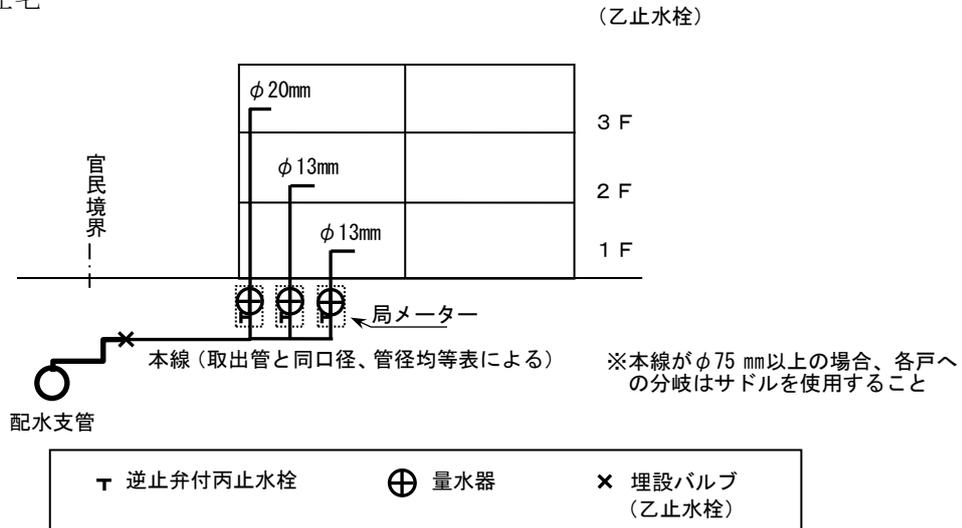
イ 1戸建て店舗等併用住宅



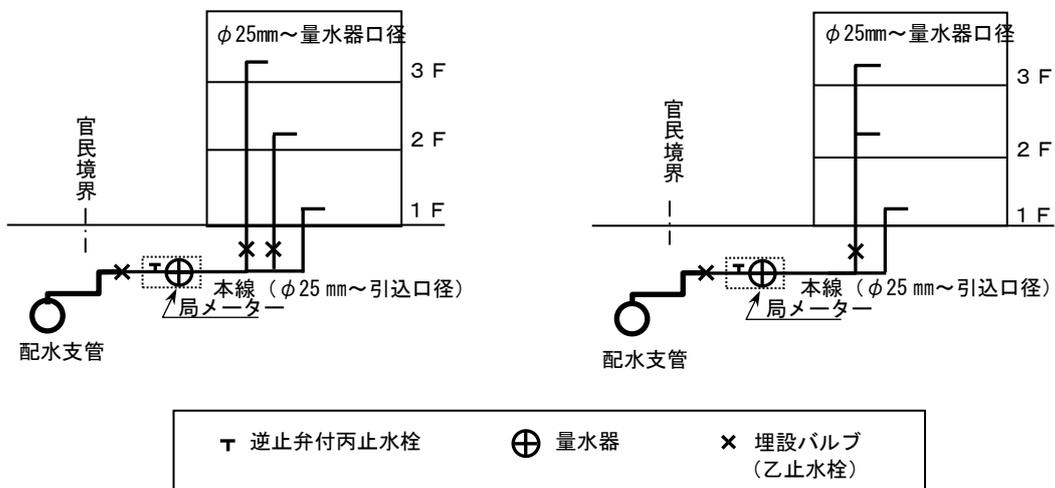
(2) 共同住宅、事務所・倉庫等の場合

項目	基準	
	集合住宅	事務所・倉庫等
給水管引込口径	管径均等表等により決定する。	管径均等表等により決定する。 (ただし、φ50mmを上限とする)
量水器の口径	量水器口径決定表による。	φ25mm～引込口径とする。
立上り管口径	部屋別に単独配管とする。	φ25mm～量水器口径とする。
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね1m以内とする。 (複数の場合は引込本線の直近で地盤面とする。)	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは3階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

ア 共同住宅



イ 事務所・倉庫等

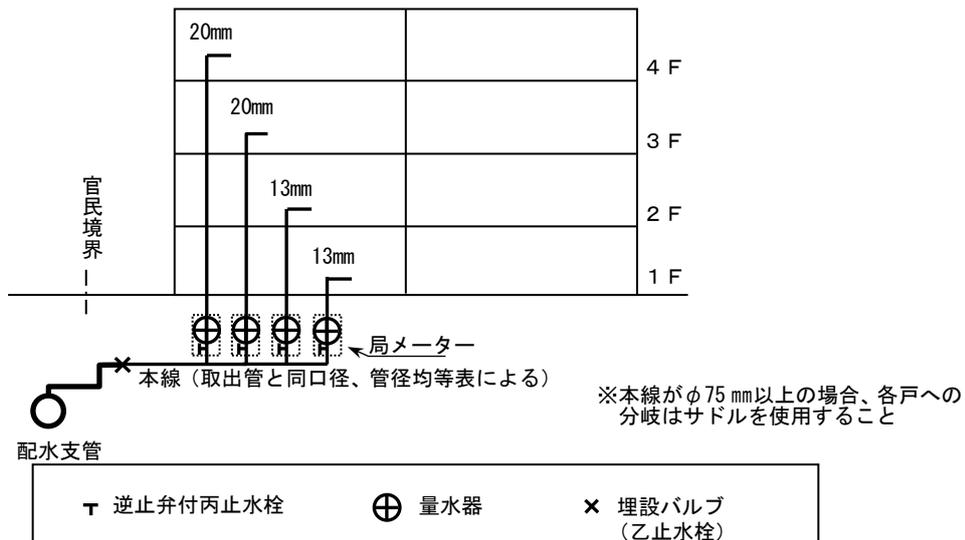


## 2 4階建物の直結給水方式給水基準

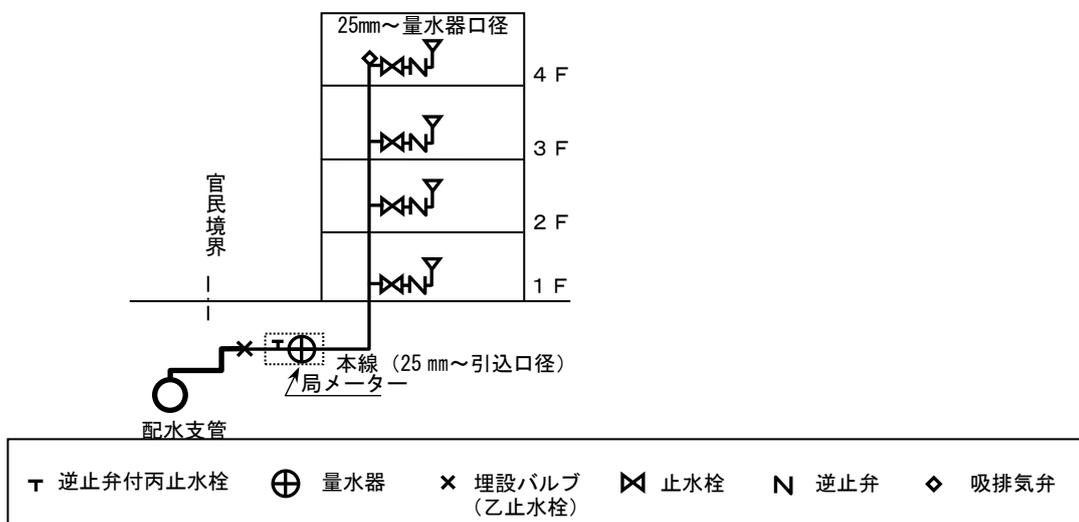
### (1) 共同住宅、事務所・倉庫等の場合

項目	基準	
	集合住宅	事務所・倉庫等
給水管引込口径	管径均等表等により決定する。	管径均等表等により決定する。 (ただし、φ50mmを上限とする)
量水器の口径	量水器口径決定表による。	φ25mm～引込口径とする。
立上り管口径	部屋別に単独配管とする。	φ25mm～量水器口径とする。
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね1m以内とする。 (複数の場合は引込本線の直近で地盤面とする。)	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは4階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

#### ア 共同住宅

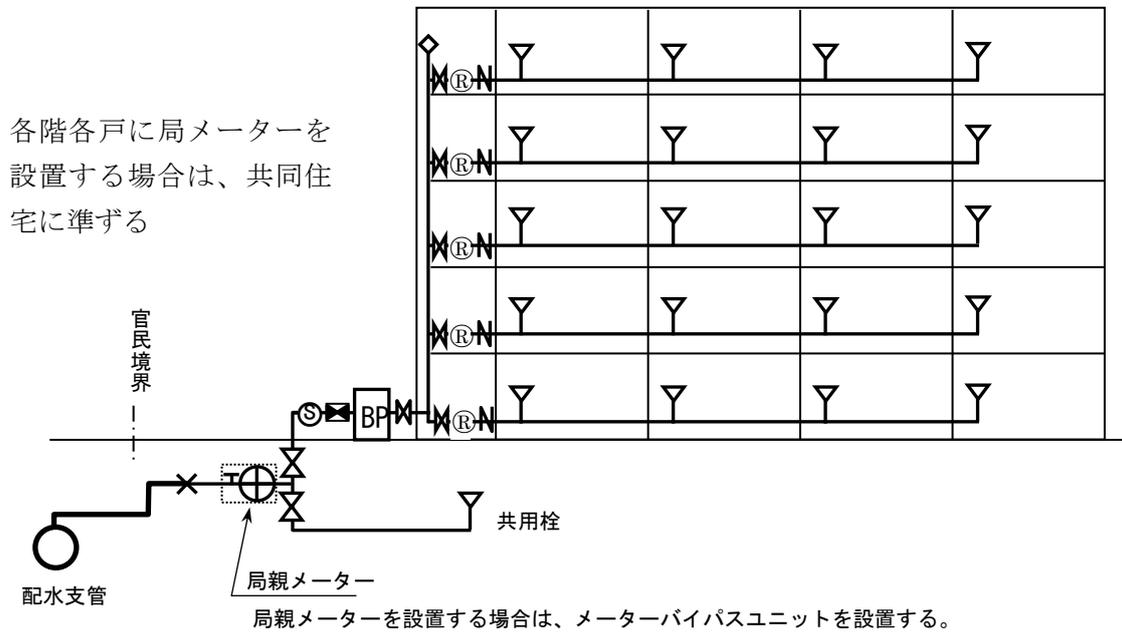


#### イ 事務所・倉庫等



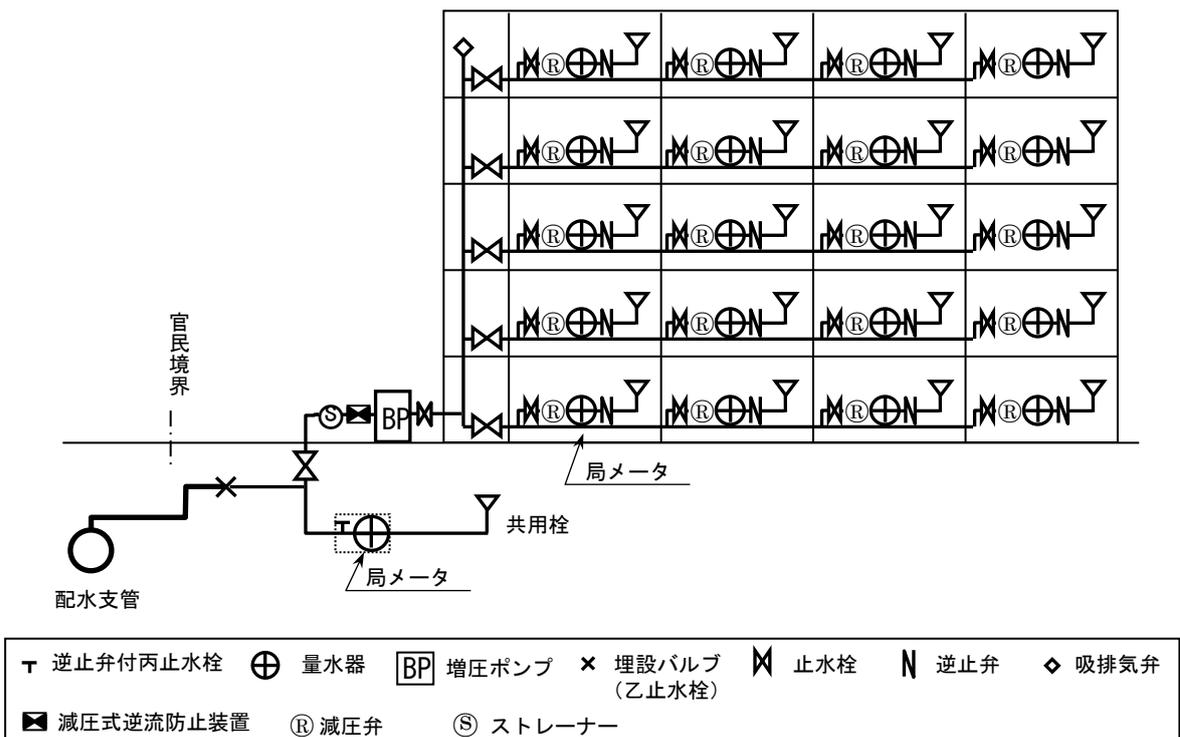
### 3 直結増圧給水方式設計施工基準参考図

#### (1) 事務所、独身寮等：直結増圧給水方式（局親メーターによる場合）



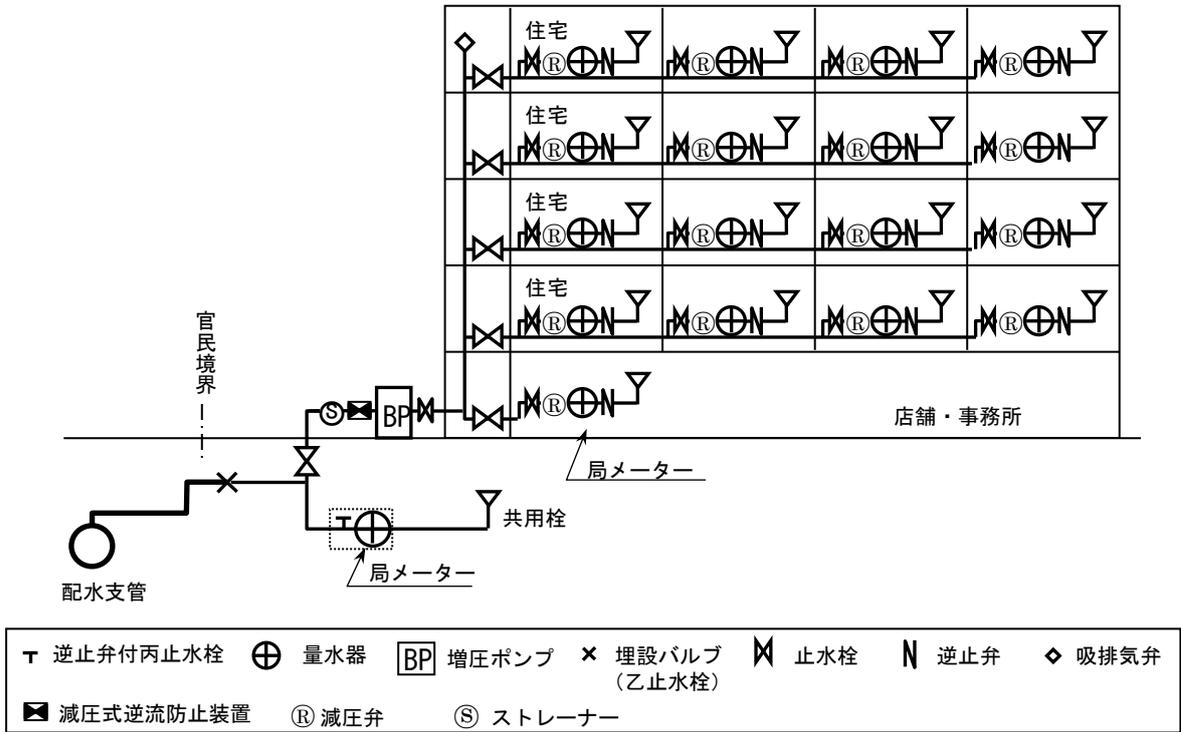
┐	⊕	BP	×	止	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
■	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

#### (2) 共同住宅：直結増圧給水方式（各戸局メーターによる場合）

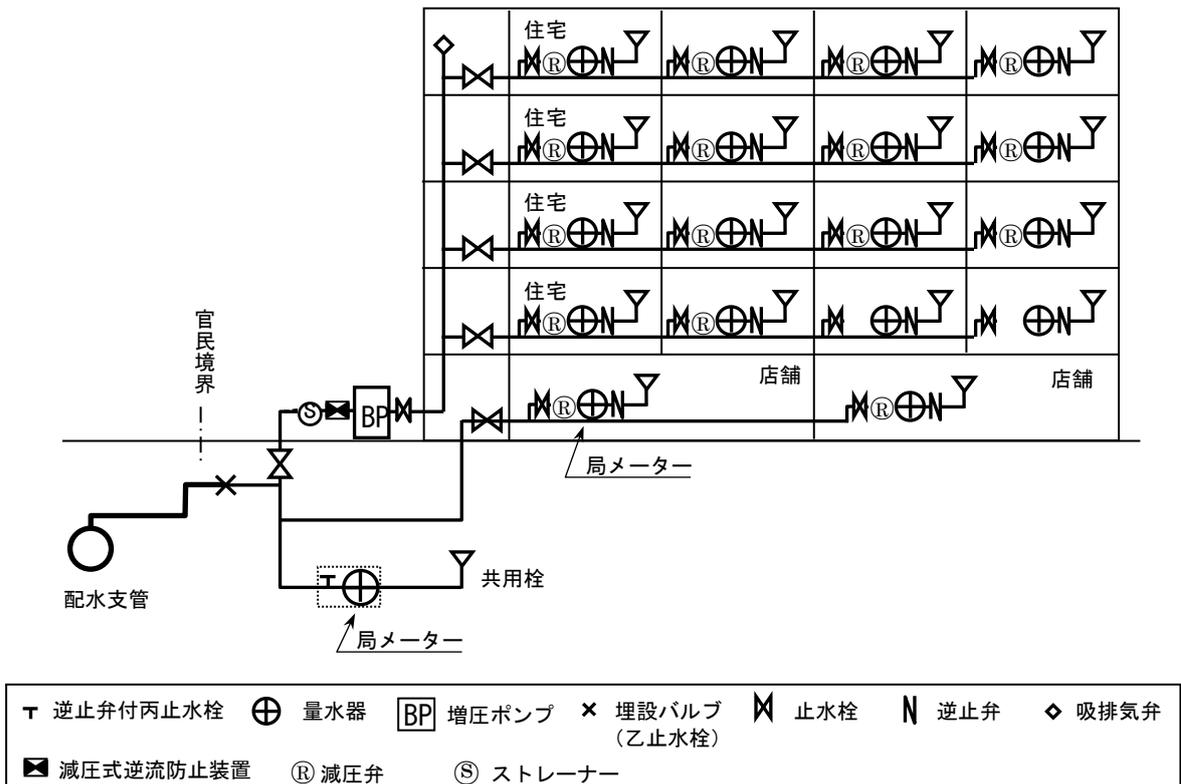


┐	⊕	BP	×	止	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
■	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

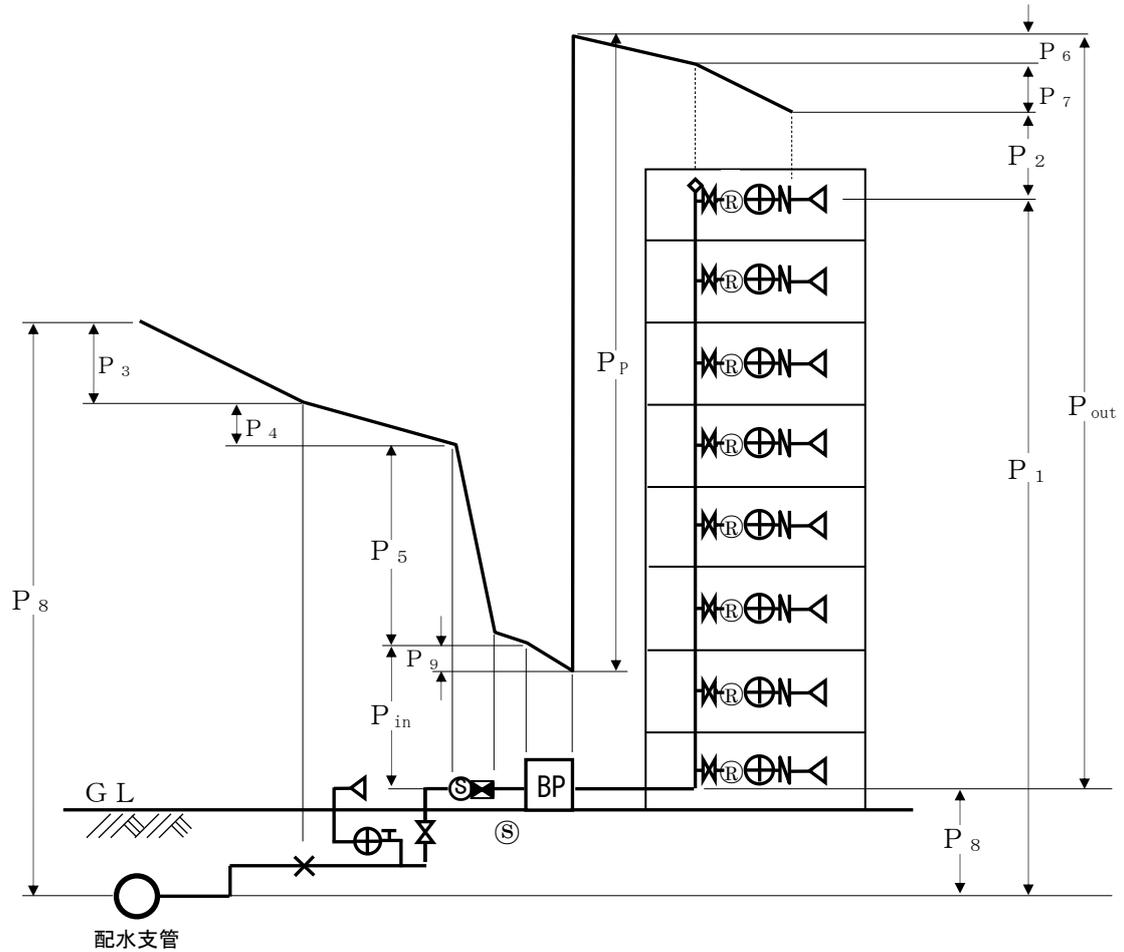
(3) 店舗・事務所併用住宅：直結増圧給水方式（各戸局メーターの場合）



(4) 店舗・事務所併用住宅：直結給水方式、直結増圧給水方式併用（各戸局メーターの場合）



<直結増圧給水方式の動水勾配線図>



┐	逆止弁付丙止水栓	⊕	量水器	BP	増圧ポンプ	×	埋設バルブ (乙止水栓)	⊗	止水栓	N	逆止弁	◇	吸排気弁
⊠	減圧式逆流防止装置	Ⓡ	減圧弁	Ⓢ	ストレーナー								

- $P_0$  : 配水支管圧力【設計水圧 : 0.25MPa】
- $P_1$  : 配水支管と管末最高水栓の高低差
- $P_2$  : 最高管末給水栓における必要最小動水圧【0.05MPa】
- $P_3$  : 分岐から止水栓までの摩擦による圧力損失 (止水栓損失含む)
- $P_4$  : 止水栓下流から逆止弁上流までの摩擦による圧力損失
- $P_5$  : 逆止弁から直結増圧給水装置一次側までの圧力損失
- $P_6$  : 増圧設備二次側給水管 (主管) の摩擦による圧力損失
- $P_7$  : 主管 (分岐点) から (水道メーター、補助止水栓、逆止弁等の圧力損失含む) 末端給水栓までの圧力損失
- $P_8$  : 配水支管と直結増圧給水装置の高低差 H
- $P_9$  : 直結増圧給水装置の圧力損失
- $P_{in}$  : 直結増圧給水装置流入圧力
- $P_{in} = P_0 - (P_3 + P_4 + P_5 + P_8)$
- $P_p$  : 直結増圧給水装置による増加圧力
- $P_p \geq (P_1 + P_2 + P_3 + P_4 + P_5 + P_6 + P_7) - P_0$
- $P_{out}$  : 直結増圧給水装置流出圧力【吐出圧設定値】
- $P_{out} = P_2 + P_6 + P_7 + (P_1 - P_8)$
- $P_L$  : 一次側圧力低下による停止圧力設定 [0.20MPa -  $(P_3 + P_4 + P_5 + P_8)$ ]
- $P_H$  : 一次側圧力低下による復帰圧力設定 [0.25MPa -  $(P_3 + P_4 + P_5 + P_8)$ ]

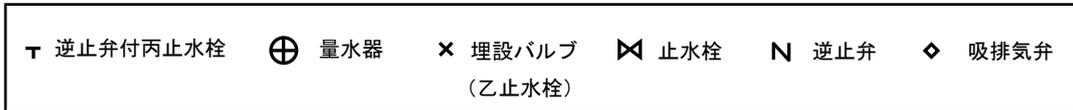
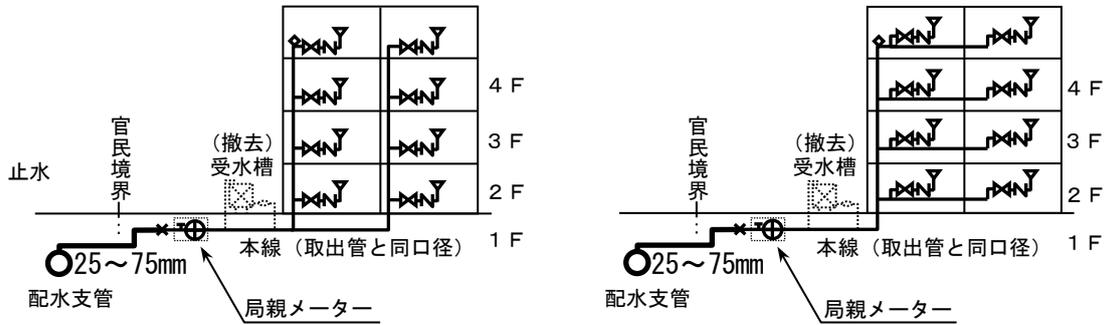
※取付器具その他の摩擦損失水頭とその直管換算長は、給水装置設計施工指針を参照するとともに、これに限らず各用具類の製造会社の資料等を参考にして決定してもよい。

4 既存建物の改造工事の特例（特例措置）

(1) 受水槽方式の3,4階までの建物を直結給水方式に改造する場合の例

ア 既存共同住宅の改造例：局親メーター

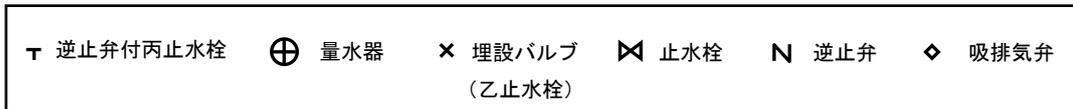
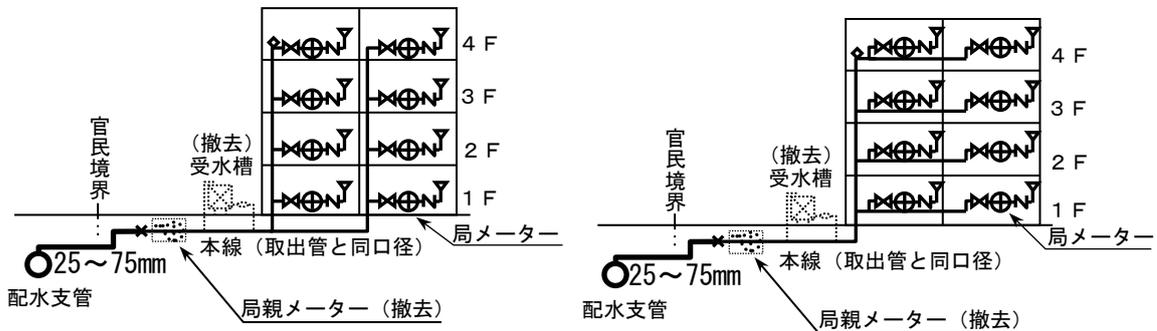
各階各戸に局メーターを設置する場合は、共同住宅に準ずる



イ 既存共同住宅の改造例：各戸局メーター

(各戸にメーターユニットがある場合に限る)

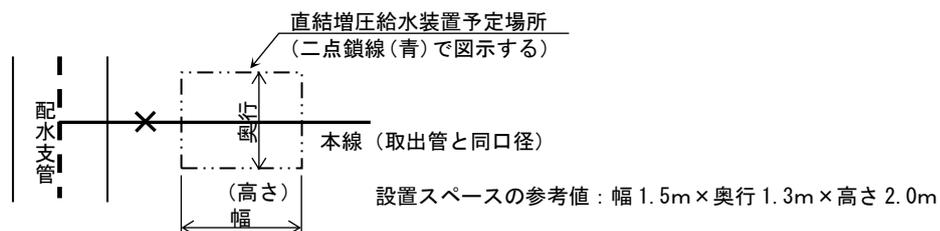
※直結給水に準じ、全戸分に相当する加入金を要す



(2) 直結増圧給水装置の設置を省略する場合

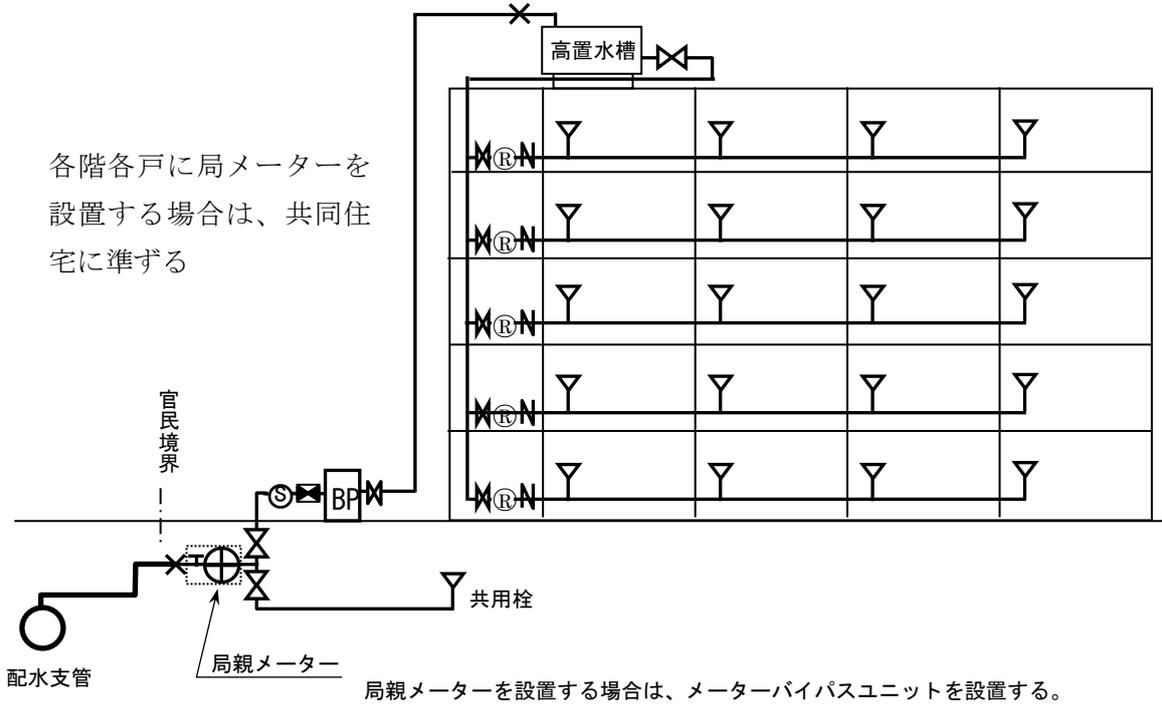
直結増圧給水装置を省略する場合は、直結増圧給水装置の設置場所を確保すること。設置場所は、設備と点検等のスペースを考慮し、給水装置工事申込書の平面図に明記すること。

(参考)



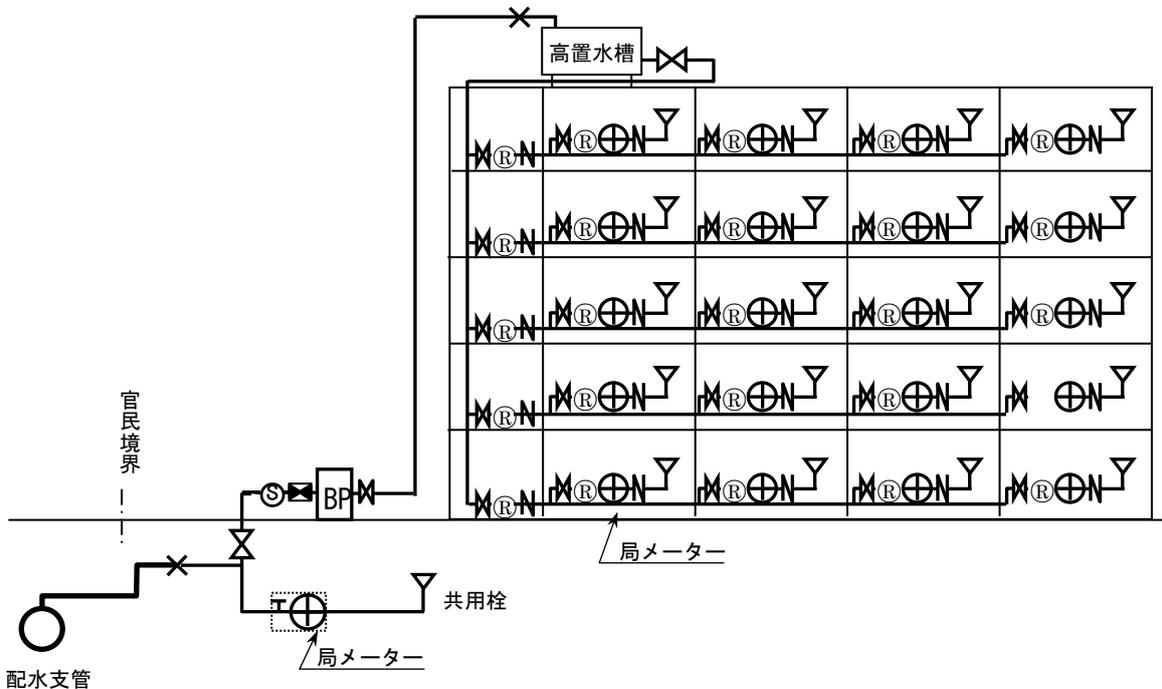
(3) 受水槽方式から高置水槽へ直結給水する場合の改造例（共同住宅の場合）  
 （※建物の新築、高置水槽の新設工事は対象外）

ア 局親メーター設置の場合



┐	⊕	BP	×	M	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
▣	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

イ 各戸局メーター設置の場合



┐	⊕	BP	×	M	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
▣	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所

氏名又は名称

(TEL )

### 中高層建物直結給水方式事前協議書

直結給水方式を適用するにあたり、下記のとおり事前協議を申請いたします。

#### 記

給水装置工事場所	
給水方式	直結給水方式          その他

#### 建 物 概 要

階数	
1戸建専用住宅	水栓数： 栓
1戸建店舗等兼用住宅	業種：          店舗面積：          水栓数： 栓
集合住宅	1階： 戸 2階： 戸 3階： 戸 4階： 戸 1戸あたり水栓数： 栓
事務所・倉庫等	業種：          店舗面積：          水栓数： 栓 瞬間最大使用水量：          ℓ / s
分岐口径	配水支管口径： φ          mm 給水管取出口径： φ          mm
給水栓高さ	地盤から最高位給水器具まで          m
添付図面等	案内図 平面図
指定工事事業者	
主任技術者	氏名：
水圧測定	年 月 日 時 (担当： ) 配水支管：最小          MPa (          kgf/cm <sup>2</sup> ) 敷地内：最小          MPa (          kgf/cm <sup>2</sup> ) 実測・換算

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所

氏名又は名称

(TEL )

### 中高層建物直結増圧給水方式事前協議書

直結増圧給水方式を適用するにあたり、下記のとおり事前協議を申請いたします。

記

給水装置工事場所	
給水方式	直結増圧方式 直結給水方式・直結増圧方式併用 その他
建 物 概 要	
階 数	階 建 物
一戸建専用住宅	水栓数： 栓
1戸建店舗等兼用住宅	業 種： 店舗面積： 水栓数： 栓
集合住宅	階 ～ 階： 戸 1戸あたり水栓数： 栓
事務所・倉庫等	業 種： 店舗面積： 水栓数： 栓 瞬間最大使用量： ℓ / s
分岐口径	配水支管口径：φ mm 給水管取出口径：φ mm
給水栓位置	地盤から最高位給水器具まで m又は階数： 階
添付図面等	案内図 給水計画平面図 給水配管図
指定給水工事事業者	
主任技術者	氏 名：
水圧測定	年 月 日 時 (担当 ) 配水支管：最小 MPa ( kgf/cm <sup>2</sup> ) 敷地内：最小 MPa ( kgf/cm <sup>2</sup> ) 実測・換算

直結増圧給水装置設置計画書	
年 月 日受付 工事施工業者名	
直結増圧給水装置設置場所	
申込者（設置主）	
建物種類及び階数	木造 鉄筋コンクリート その他 階数
給水管及び量水器（局親メーター）	給水管 mm 量水器（局親メーター） mm ※増圧装置以下に局貸与メーターを設置する場合、局親メーターは無し
直結増圧給水装置の仕様	メーカー名： 型式： 出力： 全揚程： m 吐出量： m <sup>3</sup> /min
逆流防止装置	減圧式 複式
局親メーター設置の有無	・有 ・無
直結増圧給水装置以下の量水器	・有（局貸与量水器）： 個 ・有（私有量水器）： 個 ・無
完成年月日	年 月 日
管理責任者	
直結増圧給水装置配管 構造図・系統図	

様式第 4 号

受水槽方式の 3, 4 階までの建物を直結給水方式に改造する工事に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

受水槽方式の 3, 4 階までの建物を直結給水方式に改造する工事について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
  - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
  - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
  - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 6 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

直結増圧給水装置設置の省略に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者(所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

6階建て以下の建物を直結給水方式で新設、改造する場合の増圧給水装置設置の省略について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
  - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
  - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に与えること。
  - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、直結増圧給水装置が設置されていないことによる水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者(所有者)の責任で、使用者等に周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者(所有者)は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 6 申込者(所有者)及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

既存建物における高置水槽への直結給水に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

既存建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結増圧給水を行い、また、貯水槽以下の直結給水していない給水設備の配管等を直結給水装置に切替える場合について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
  - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
  - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
  - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 高置水槽以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 5 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 6 申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。

- 7 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。
- 8 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 9 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 10 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。

直結増圧給水装置に関する誓約書（新設・改造）

年 月 日

（あて先）高崎市上下水道事業管理者

申込者（所有者）

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

建物における（新設・改造）直結増圧給水について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
  - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
  - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地及び建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えること。
  - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力すること。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 直結増圧給水装置以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申込者（所有者）が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 2 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。
- 6 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。

- 7 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 8 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 9 申込者（所有者）及び管理人を変更するときは、条件及び承諾事項をすべて継承します。
- 10 直結増圧給水装置の設置者（所有者）は使用者等に使用条件の周知を徹底し、直結増圧給水装置に起因するトラブル等については、当事者間で解決し、管理者に一切迷惑をかけません。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高崎市 3 階建て直結給水施工基準（平成 12 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この基準は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 高崎市中層建物直結給水施工基準（平成 21 年 7 月 1 日施行）は廃止する。
- 5 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 高崎市中高層建物直結給水及び増圧給水設計施工基準（平成 24 年 4 月 1 日から施行）の一部を改定する。（令和 6 年 4 月 1 日付）
- 7 高崎市中高層建物直結給水及び増圧給水設計施工基準（平成 24 年 4 月 1 日から施行）の一部を改定する。（令和 7 年 4 月 1 日付）